

衆議院

治安及び地方制度委員會議録第四十二号

昭和二十三年六月二十三日(水曜日)

午後一時四十五分開議

出席委員

委員長 坂東幸太郎君

理事 千賀 康治君 理事 門司 亮君

大内 一郎君 大村 清一君

坂田 道太郎君 佐藤 通吉君

中島 守利君 松浦 榮君

笠原 貞造君 菊池 重作君

久保田鶴松君 松澤 兼人君

矢後 嘉藏君 高橋 長治君

高橋 禎一君 小枝 一雄君

川橋聖治郎君

出席國務大臣

國務大臣 野澤 勝君

出席府縣委員

地方財政 西郷吉之助君

政務次官 荻田 保君

總理府事務官 荒木萬壽夫君

大藏事務官 河野 一之君

委員外の出席者

專門調査員 有松 昇君

本日の會議に付した事件

参考人招請に関する件

地方財政法案(内閣提出)(第一五八号)

地方配付税法案(内閣提出)(第一六二号)

地方税法を改正する法律案(内閣提出)(第一六三号)

坂東委員長 これより治安及び地方

制度常任委員会を開会いたします。

本日の日程は地方財政法案ほか六件

であります。議題を決定の前にち

よいと報告事項がございます。それは

第一類第二号 治安及び地方制度委員會議録 第四十二号 昭和二十三年六月二十三日

地方財政法案等を審議する場合に、さ

きに地方財政委員会の委員であつた三

名を参考人として出席を願つて、その

意見を聴くつもりであります。三人

同時に出席という事は困難と思いま

すから、さあたり町村代表の委員

でありました生田和平君を参考人とし

て呼ぶことに御異議ありませんか。

〔異議なし〕と云ふ者あり

○坂東委員長 それではさう決定い

たします。

なお報告がございます。それはかね

て本委員会において決定した消防組織

法案であります。これについて参議

院から修正して送つてきております。

その修正をどうするかということに

ついて本日議院運営委員会できま

す。本委員会の意見を徴されましたが

まだ理事諸君も少かつたから、私から

申し上げました。その点を御承認願

います。参議院の修正案と申しますの

は、第十五條の二として「消防團の設

置、区域及び組織は、地方的要求に應

じて、市町村長がこれを定める。消防

本部を置く市町村においては、消防團

は、消防長又は消防署長の所轄の下に

行動し、消防長または消防署長の命令

があるときは、その区域外においても

業務に従事することが出来る。消防團

員の定員、任免、給與、服務その他の

事項は、市町村條例で、その訓練、礼

式及び服制に関する事項は、國家消防

廳の定める準則に則り、市町村規則で

これを定める。その間においての疑問

は「地方的要求に應じて」ということ

であります。これは地方的要求がな

ければ置く必要がないということにな

りますので、だん／＼調べてまいりま

すと、それは消防團令、政令の規定が

あるのであります。すなわち昭和二十

三年三月二十四日消防團に関する政令

第五十九號第二條に「市町村は、その

消防の責任を十分に果たすために必要

があるときは、消防團を設置することが

できる。」とあります。参議院の修

正案のこの地方的要求という事は適

当であるといふことから、大休委員長

としては差支えないという意見を申し

述べておいたのであります。御承認

を願いたいと思ひます。午前中にきめ

るということであつたものですから、

〔異議なし〕と云ふ者あり

○坂東委員長 それではさう御承認

願つたものと認めます。

野澤國務大臣に対して御質疑があり

ましたならば、この際お願いいたしま

す。

○門司委員 これは質疑というより

は、むしろ修正の意見に近いのであり

ますが、ちよつとあらかじめお尋ねを

申し上げておきたいと思ひます。こ

は、地方財政法の中に、國と地方の公

共團體との相互の間で、利害關係ある

事務については、経費を國と地方公共

團體とが分担するといふ一項がござ

います。そのうちの、「前項の経費

は、左に掲げるようなものとする。」と

いう中に、大分羅列してあります。

が、戸籍事務に関する経費のことが書

いてないのであります。戸籍事務は従

來から國の事務と、さらに市町村の方

の事務であつたが、むしろ國の事務で

あつたという方が私は適當だと考えて

おります。とにかくさういふ事情に

ありましたときに、改められた戸籍法

によりまして、戸籍事務は單なる入籍

あるいは除籍といふようなものでなく

して、非常に事務的に煩瑣を來してお

りますので、これは當然この十條の

中に戸籍事務に関する経費もやはり國

と地方公共團體が、両方で負担する

といふ條項を一項加えることが妥當だ

とこの際考えますが、當局の御意見を

ちよつとお伺いしておきたいと思ひま

す。

○秋田府縣委員 戸籍事務につきまし

ては、この法案立案のときにも相當考

えたのでございます。從來の觀念で

いきますと、いわゆる國稅事務といふ

觀念も強いのでございますけれども、

その町村なり地方なりの住民の籍に関

する問題であるから、これはやはり元

來地方團體の仕事であらう。たとえて

言へば、いかに戸籍法といふものがで

きまして、國でもつて一定の基準な

り、資格なり、義務なりがきまつてお

りまして、元來はやはり地方の事務

であらうと考えたので、書かないで

いたわけでございます。特に九條の方

にも入れず、十條の方にも入れずにお

いたわけでありまして、しかし實際問題

といたしまして、戸籍法が改正になり

まして、事務が非常に煩瑣であるとい

うことはわれ／＼よく承知しております

るので、大休今回の稅制改訂のとき

の財源の中に、四億四千八百万円とい

うものを戸籍事務に要する経費の増と

みまして、繰込んでおるのでありま

す。

○門司委員 あまり討論にわたるよう

であります。大休今の御答弁の内容

は私も承知しておつたのであります

が、しかしこの事務は單に戸籍法が改

正された初年度において、さういふ経

費が要するであらうからといふので、今

回の稅制の中に實上入れたようにな

つておりますが、しかしこの法律が制

定されて、事務といふものはやはり今

年一年限りでそれが終るものではあり

ませんので、さういふ當然國政事務で

ある、あるいは地方事務であるといふ

ようなことで、両方にまたがつてお

るような事項に對しましては、非常に地

方財源も逼迫いたしておりますし、さ

らに地方財政が將來明るくなる見通し

もなか／＼つきませんので、私どもは

この際これを十條の中に挿入することに

が正しいという見解を一應持ちたいと

思ひますが、なお重ねてその点につ

いての御答弁をお願いしたいと思ひま

す。

○秋田府縣委員 初年度におきまして

四億四千八百万円預りましたこと

は、本年度だけではございせん、

地方財源としてもらつてございせん、

から、將來つとこの財源は縮くわけ

でございます。殊に地方稅收入として

らつたのでありますから、今後のいわ

ゆる経費の増加に對應するところの、

自然増収もこれに期待できますから、

その点では差支えないと思ひます。た

だこれを理論的に考えまして、國政事

務の委任と見まして、十條の方に入れ

ることになりますと、正式の負担金制度をつくりまして、二分の一なり、あるいは三分の一なり、三分の二なり、國が負担するということになるわけでございますので、その方の予算措置が伴わない限り、十條の規定だけ改正しても意味はないということになりますので、さしあたりはこれでやつていくよりしかたがないと考えます。

○菊池(重)委員 たいだいま歴大な資料をもちつたので、まだ一まわり目を通してありませんから、こまかい点については留保いたしますが、ちよつと見ましても、地方の税金は非常にかさんでおるのであります。このかさんだ理由は、六・三制であるとか、地方警察、その他いろいろあるでありましようが、最近こういうふうになくさんの税金が地方にかけられると、地方の自治体は破産する以外にないと思うのであります。これに対して、野澤國務大臣にお伺いしたいのですが、こういうふうな地方へかかってくる、またかけなければならぬ、この税金のかかる原因である、六・三制の費用、あるいは地方警察の費用というふうなもの全部國庫で負担すべきものであると思ふのですが、これに対してどういふふうにお考えであるか伺いたい。

○野澤國務大臣 菊池委員のお説の通り、まったく地方の財政が非常に枯渇しておることは御指摘の通りでございます。この上に前年度の倍額程度の予算が編成されたわけでございます。いやが上にも負担の加重を余儀なくしておる事情でございますが、政府としてはましては地方の財政を何とか確保し、かつ弾力あるような施策をいろいろ講じたのでございますが、御指摘

になりましたように、新たな制度といたしまして、六・三制の新教育制度並びに災害復旧及び公共事業、あるいは警察、消防というふうな諸事業が地方負担をしなければならぬ点が多くなつたのでございます。かてて加えてインフレの波瀾によりまして、人件費の増高となつて、ますますこの間地方財政はふくらむばかりになつてきたのでございまして、この点まことに遺憾に思つておるのでございます。御承知のようによろしく六・三制の教育事業にいたしまして、あるいは警察事業にいたしまして、公共、災害等の事業にいたしまして、大体は國家的性格をもつておるものでございまして、かような國家的な性格をもつておる事業が、地方に負担をさせるということとは論理上どうかというふうな点については、いろいろと検討もされておるのでござい

ますが、現制度のもとにおきましては、從來踏襲してきたところの負担割合と言いましうか、補助制度の範圍においてやることになつたのでございす。そこで御指摘になりましたように、実は事業に対する地方五割負担ということになつておるのでございす。この地方五割負担も予算を計画したそのときに、すぐ分限なりあるいは公共事業補助なりが地方へ来るならば、よほど予算通りにいくのでございす。その分限金なりあるいは公共事業費なり、年度末ないしは年度明けというときに来ることになつておりますし、いやが上にも予算編成の見積り當時とは違ひまして、負担の度合いが非常に深まつてくるという事情にあるのでございす。かような点は中央、地方の財政調整を最も有機的に、かつ

即決できるようにしなければならぬと思つておるのでございす。現制度のもとにおいては遺憾ながらそれができません。よつて今回提案しましたところの地方財政法あるいは税法、配付税法、この三法案が御審議の上御決定になつた點におきましては、中央、地方の負担金というものが非常に明瞭になりまふので、今日までの中央、地方の不明朗な点は相当解決されていくのではないかと思つております。

○菊池(重)委員 今全國の町村長から六・三制の費用に対する全額國庫負担の要求が出ておるのであります。これに対して政府といたしましては全額國庫負担に対する意思ありや否やお聞きたいとおきます。

○野澤國務大臣 理想としては賛成であります。現下の制度並びに財政事情からみまして、即時それを断行することはいふことができない事情にあることを御了承願ひたい。

○菊池(重)委員 次にお伺いしておきたいのは、入場税、つまり劇場や何かの入場税を地方へ委譲するということになつておりますが、大都會はこれが委譲されれば相当収入があるかもしれませんが、農山村のような特にならぬ。財源が少い自治体におきましては、何らの恩恵をこうむることはできないの解をもつておるか、お伺いをいたします。

○野澤國務大臣 一應こもつともなる御意見でございますが、この入場税につきましては、御指摘のあつた通りでございます。大体施設所在地がおもにこの税金の取得場所と言いましうか、收税場所になつておるのでござい

ますが、これは御指摘になりましたようないろいろの意見もありますので、十分調査をいたしまして一應この税の処置内容につきましては百分の五と五十というところになつておるのであります。五と五十、地方が五、三分の一が縣で三分の二がその所在地町村というところになつております。そこでお話をいたしましたように、それでは關係のない町村はばかみするじやないか、從來は國として徴税をしておつて分與の形であらゆる設備のないところでも全部各町村に分與されたのが、來なうなるじやないかという御意見のように拜聴いたしましたのでございす。その点につきましてはお手もとに提案いたしました今回の配付税制度の内容に十分検討を加へまして、かような不公平がないように措置するようにいたしました次第でございす。

○松浦(義)委員 昨日もお話がありましたように、今回御提案になりました地方財政、その他税制に関する案件は、地方財政委員会を通過してきていないようにみえるのであります。すなわち地方財政委員は独自の案を出して辭職をいたしましたというふうな形になつておるのであります。そういう事情のもとにできたこの法案というものは、私は相當に無理があると思ひます。その無理のかかつた法案を國會において審議するということは國民に對して、はなはだ申訳がないと思ひます。その意をどうもわかって、何れに對しては、はなはだ申訳がないと思ひます。そういう意味におきまして私はこの法案は一應撤回されて、新たに財政委員を任命され、合法的にその委員会の審議をはかり、円満に内閣の態度をきめられて、それにより出てきた法案を審議するというのが妥當

であると思ひます。それで私の個人的な考えから言へば、これを審議する前に一應撤回してしまへというくらの考えをもつておるのであります。しかしせつかくここに現われておりますから、一應私はこのやめられた委員側の意見も聴き、また提案された政府側の意見も聴いて、そこで私は判断を下していきたいと思ひますが、その結果としてここに御提案になつた法案に對しては、相當に無理な点もありますので、あるいはその税種目におきまして、あるいは税率におきまして、あるいは地方債の発行額におきまして、いろいろな点において、多少修正しなければならぬことがあると思ひます。その場合に修正に應じられるかどうかというその腹をお聞きしたいと思ひます。

次は酒、タバコ消費税というのは、地方側から熾烈な要求がありまして、この際ぜひとも酒、タバコ消費税は地方税の中に見込んでもらいたいということをおっしゃられておられますが、これを容れられなかつた事情について、國務大臣としての御意見を承りたいと思ひます。

それから地方債のことについて、今年には二百七十億からの起債があり、去年は百二十億からの起債があり、これに對する預金部の資金というものは、わくとして六十億ぐらいしかないのであるにもかかわらず、何ゆゑに地方債をかくのごとく大きく認められておるか、その点についてお聞きしたいと思ひます。

それからもう一つは、昨日のお話ではこの中央金庫法案の趣旨につきまし

て、大臣におかれましては、この金庫法案の内容といふものは、大體所費資金の立替のため、あるいは地方團體自体における他の一般現金整理に要するところの支拂資金等の立替のために、一時的に便宜上概算拂のような程度に於いて認めるのだ、というお話をしておられましたが、しかし実際この地方財政委員会から提案されておるところの中央金庫法案といふものは、そうではないのであります。もつと重要な大きな観点から来ておるのであります、すなわち地方團體中央金庫といふものは、地方公共團體がその事業を行うために必要な資金を、全面的に供給するといふような金庫法案であります。またもう一つの地方災害復旧基金法においても、地方災害復旧に必要な資金を迅速、能率的にこれを供給するといふための金庫であります。私はこの中央金庫が自治体の自主化をはかるために、非常に必要なものであると思ふのであります。農業協同組合におきましては農林金庫といふものをもつておる。その他の團體においても金庫制度をもつておるものがあります。自治体ももつてならないという理窟がどこにあるか。あくまでも中央集権主義でもつて、すべての実権を中央に握つて、地方には適宜自分たちのわくの範囲内でやつて行こうというふうな氣持が現れておると思ふのであります。この地方團體の中央金庫法案に對しまして、どういふ理由で反對されておるか、そこをお聴きたいと思ひます。

○野澤國務大臣 松浦委員にお答えいたします。委員が辭職しておるにもかかわらず、かような法案を出すことは矛盾ではないか、委員が留任し、あるいは補充されてから本法案を審議すべきが妥當に思ふといふような御意見がありました。もちろん政府といたしましては、運営をする委員の方々に欠員があるといふことはまことに遺憾でありますし、單なる欠でなく、相當意見をもつた欠でありましたので、その点は御指摘になりました通り遺憾と存じております。しかし御承知の通り、委員会の運営は五人の委員によつてなすことになつておりますが、これは立案企画をするといふことであります。別にこの委員の決定案でなくして議會に提案することができないといふわけではないのでございます。委員会の意見は尊重しなければならぬのであります。法律案を出すべきものは政府と議會にあるのであります。でありますから、一應政府としてこれを提案したのでありますから、さよう御了承願ひたいと思ひます。

次に本案に對しましては修正の用意があるかどうかといふような御意見でございますが、政府といたしましては、委員会におきまして十分御審議の上、もし政府の意見と一致する点がありましたら、考慮をしなければならぬ、かように考へております。次は酒、タバコ税を一体なぜ委譲しなかつたかといふ御意見のように拜聴いたしました。もちろん私も政府内部におきましては、地方財政の確立の見地から、彈力性ある税として、入場税、酒、タバコの消費税としての創設を極力主張したのでございますが、各般の事情等もありまして、遂に酒、タバコの税は地方に委譲されることができまゐりました。單に私は松浦委員の御指摘になりましたように、酒、タバコの税のみを委譲するといふ固定した考え方ではなくて、理論上から言ふならば、地方に間接税としての彈力性ある財源を欲しいといふのが、地方財政を運営して行こうといふものの考えではないかと思ひます。その一つの現れといたしまして、酒、タバコ税が取上げられたのであります。われ／＼は所得税を委譲してもらつてもよいと思ふのでございまして、かような点で入場税、酒、タバコ税を主張したのでございしますが、以上申し上げたような事情から遂にこれを地方に委譲することもできなければ、創設することもできなかつたのであります。

次に地方債を大きく計上してあるが、一体こんなあてにならぬ地方債ではしかたがないではないか、さつ／＼らんと言へばさういふような表現にも聞えて、ただしかし予算運営にあたりましては、ただしかたがないといつて未決にしておくわけにもまいりませんし、特に地方財政が非常に逼迫しておりますので、この財政の解決にあたりましては、特に税源として確保できない場合におきましては、何らか金融措置を講じなければならぬのでございします。その金融措置の一つとして、先ほど松浦委員の御指摘になりましたように、金融機關の問題も考へたのでございしますが、この金融機關の問題につきましては各關係方面との折衝におきまして、な／＼困難な事情もあつたのでございします。よつて金融方面においてこの財政上の運営が困難とするならば、地方債によるか、あるいは分與の制度によるか、どちらかを選ばなければならぬのでございまして、はなはだ感心したことではありませんが、地方債による以外にはないという結論になつたのであります。そこで單に地方債という言葉を名においてこれを解決することに非ずしては、御指摘になりましたように非常に不安がありますので、この点は特に折衝をいたしまして、政府が責任をもつてこの融資の斡旋をするといふ條件附でこれを決定した次第でございします。大體以上の次第でございします。さよう御了承おきをお願いしたいと思います。

○松浦(健)委員 一番最初にこの地方財政委員会といふものが立案企画の委員であつて、その意見は尊重しなければならぬのであります。これは一國の下部組織であるから、従つてその意見を取り入れる必要はない。従つて委員がやめても無理しても通す、さうしても何ら差支えないのだといふお話のようでありまして、なるほど法律的にみれば、さうであるかも知れません。しかしながら實際この法律を審議する上から言ひまして、政治的な、社会的な影響といふものを考へましたとき、この企画立案の任に當つたところの委員といふものは、それ／＼その方面の相當の代表者であり、權威者であり、その人たちの意見は十分に尊重しなければならぬ。しかもその人たちは一つの案を提出しておつた。その提出した案を、何らそれに対する考慮を拂わずして、辭職するに至るまでの案を無視して、さうして別な法案を出してきたことは、非常に影響が大きいのであります。それは非常に無理である。無理があるから、さういふ事情に立至つたのである。その無理な法案をわれ／＼が審議することは、これは國民に對して非常に相済まぬという氣がするのであります。さういふ意味におきまして私は申し上げたのであります。が、法理論と、實際論とのそこに見解の相違もありますから、私は自分の意見だけを申し上げておきます。

それからその次の、政府内部において税の種目、あるいは税率、あるいは地方債の問題についていふ／＼の關係があつて、さういふにいかなくつたといふお話であります。さういふ点もあらうと思ひます。しかしながらいふ／＼な面におきまして、相當無理があり、また相當に負担の上に公正を欠くといふこともあり、さういふたことについて相當に御主張になればその点は通らねばならないと思ひますが、その点は了承いたします。しからば大藏當局からおいでになつていふようでありまして、おそく大藏當局でもこの問題に關連して協議になつたと思ひますが、先ほど説明を要求しました地方債のごときは、非常に枯渇している。すなわち二百四十億も必要な地方超債に對して、預金部のわくはほとんど六十億くらいしかないといふような小さなわくの中で、どうしてこの二百四十億を賄うのか。それは一つの手段にすぎないといふことを考へられますが、さういふ点について大藏當局はどういふような御方針でおられますか。また最後に述べましたところの地方團體中央金庫法案についても、おそく大藏當局もお考へになつたと思ひますが、これに對してどういふ御意向であるのか、御意見を双方からお聴きたいと思ひます。

○河野(一)政府委員 地方債の起債の問題であります。地方の經常支出

のほか、臨時の支出についても、一般の財源で支出できますれば非常に結構なことではあります。國の一般會計におきましても、一文も公債を発行いたしておらぬのであります。特別會計におきましては、鉄道の建設、あるいは通信の建設工事その他のために相当な公債を発行いたしております。地方團體の財政におきましては、こういう企業のものと、そうでない一般會計のものとを一緒にまじつてゐるのであります。同様な國の方のやり方からすれば、その中の企業に關する部分については、少くとも公債によつてもよいという結論が出るのではないかと考えます。もちろん地方債として発行いたしますものは、そのほかいろいろの災害の復旧その他の關係のいわゆる臨時の支出のために充てられるのであります。今回考へております二百四十億の地方債は、從來ありましたような地方財政の赤字を補填するための地方債では全然ないのであります。しこうして二百四十億程度の地方債の融資の輪流についてであります。預金部の資金のわくからいたしますと、非常に困難な点ももちろんあるものであります。この点につきましても、先ほど來お話しがございました六、七十億程度のものが、上半期において見込み得る程度では、あるのであります。その後における貯蓄の状況というやうな点からしまして、さらに相當殖え得るのではないかとというやうな考へ方をもつております。かつまた地方銀行の集めた資金につきましても、少くともその五割程度は優先的に地方債を引受けさせるというやうな方針を

立てたいと考へておるのであります。この点につきましても、まだ具體的な点まで決定いたしておりませんが、大體そのやうな方針で現在考へておる次第であります。それでもなお不足するかという点であります。この点につきましても、先ほど國務大臣が言われました通り、政府の責任においてこの問題を解決する、こういうふうに考へておる次第であります。この点關議の決定にもなつておるやうな次第であります。

それから地方團體金庫の問題であります。これは政府内部におきましても、地方團體の金庫の問題については、適當なる方策を研究して、できるだけこれが円滑にいくやうにしようといふことになりまして、地方團體金庫の設立の問題をも併せて十分検討する、こういうことに相なつておる次第であります。但しいろいろ御議論もあるかと思つております。地方團體金庫をつくるということ自身がこの問題の解決になるのではないのであります。要するに金庫ができたとしても、地方に貸付けの資金ができて、資金ができて、それが地方債の問題を、すなわち地方の資金の融通をしやすくするといふやうなものであります。主眼はあくまでも資金をつくるということに置かれるべきものであると大蔵當局としては考へておる次第であります。もちろんこの問題についても、十分の検討を遂げまして、地方財政委員会の事務當局とも御相談の上、適當な成案を得たいと考へておる次第であります。

○野澤國精大臣 兩當局に対する答弁

を求められておりますので、地方財政側としてのお答えをいたします。ただいま大蔵當局から地方債に対する態度についてお答えがございましたが、地方財政委員会は、二百四十億は政府が責任をもつてやるということに關議決定いたしました。銀行の條件などは考慮に入れておりません。よつて私の就任しておる間におきましては、さうな條件は今日受け入れる用意をもつておりません。あくまでも政府が責任をもつて融資の輪流をする、この關議決定に基づいて終始したいと思つております。なお金融機關の問題については、先ほどお答えした通りでございます。關係各方面との事情もありまして、その結論を見るに至つておりません。

○松浦義典委員 第二の關係方面との折衝の件は了解いたしました。前の大蔵當局といたしまして野澤國務相とのお話しによりまして、地方債の欠陥は政府の責任においてこれを行ふというお言葉であります。私も東洋政治の上におきまして、政府の責任というやうな抽象的な言葉では納得できないのであります。具體的にここにどういつた数字があるから、どこにどういつた数字があるから、これで満足してくれという答弁なら満足するものであります。さういつた言葉では満足できません。しかし先ほどの大蔵當局の話では、具體的にまだ決定しておらない、そのうちいろいろな点において考慮するといふのでありますから、そのときまで質問を保留いたします。この点で終ります。

○門司委員 先ほど松浦議員からお尋ねのありました点を先にお尋ねしたいと思ひます。地方債の問題であります

が、二百七十億に近い大きな地方債を、一休大蔵當局は消化できるとお考へになつておるかどうかということでありま。輪流をするというお話でありましたが、昨年度のわずかに百十億の地方債さえもなお三十億残つておるといふこと、しかもその中で當然政府が責任を負ふべき二十億が貸出になつていないといふこと、こういう状態では二百七十億という大きな赤字が政府の責任においてという言葉だけでは至つて簡単であります。實際においてはおるかどうかという見透しがついておるかどうかということでありま。この点非常に重要で、これがもし行へないといふことになつてまいります。地方財政はまづたく破綻せざるを得ないのであります。さらに私はこの機会に聞いておきたいと思ひます。ことは、もし政府が輪流をするといふ確信があり、また地方に迷惑をかけないといふ確信がありますれば、なおここに一つこんでお願いしておきたいのは、預金部で一体どれだけの貸出をすることができるといふことでありま。預金部で全額貸出をすることができないうことになれば、地方債で賄ふといふことになつてまいります。そうするとどういふ結果になるかといふことでもあります。預金部の利息は大體七分程度であります。地方銀行から借入れます場合には、大體現在の状態で平均いたしますと、その利息は九分八厘五毛といふ数字が一應出ておるのであります。約三分に近い差額が生じてまいりますが、これはだれが補償するかといふことでもあります。政府が考へております範圍で貸出ができればよいでありましようが、もしそれができ

ないで、地方銀行にそれを借りなければならぬといふことになると、實際問題としてさういふ大きな差額が出てくる。この差額は一休政府で補償される責任があるのか、あるいはその腹をもつておるか、その点を明確にしたいだきたいといふことでもあります。さらにさういふことも、なおかつ今日の銀行團の状態はどういふ形をなしておるかお申しますと、地方に起債調整委員會をこしらへる、府縣にこしらへるという大蔵省の指令が出ておるのであります。しかし現在この地方起債調整委員會がほんとうに動いておるかどうか、さらにこれが動いておるといふことも、銀行團といふことは期間は短くて比較的利息が高いために、いろいろ金融上の妙味と申します。産業資金を貸出すことはよいでありましようが、利息が高くて、期間が長い地方公共團體の起債には應じられないのが私は実情であると思ひます。さういふことのために地方のこゝろむる損害といふものはきつて大きいのであります。この点について何か大蔵當局は確信があるのかどうか、この点をまず先にお伺ひいたしておきたいと思ひます。

それからこの起債に多くまつといふことの一つの弊害は、從來も非常に強かつたのであります。内務省がなくなつて、そして地方分権が確立され、地方が中央の行政と言ひますが、中央集権から離れた形を一應とつておるわけでありま。その際にこうしてまた中央の指揮命令によつて、あるいは中央の輪流において、あるいはさらに中央の責任においてやられるといふことになりま。ここに大きな金

融上のひもがつけられて、また中央の金融機関が、地方の金融機関、公共團體の自主性に対して大きな禍いを与える。これは地方において貸出す場合も同じであります。たとえ銀行から金を貸そうとしても、いろ／＼な条件をつける。そうすると地方の自主性はますますなくなつてしまふ。仕事をしようとするれば、その仕事に対して中央からとやかく言われる。中央の言うことを聞かなければ、金が借りられないということになつてまいりますと、せつかく地方分権をいしたしたにもかかわらず、依然としてやはり中央集権的な行政が行われるということになると思ひますが、この点に対して大蔵当局はどういうふうにお考えになつておられるかということでもあります。これは單なる起債の面についてだけの考え方でありませんが、一應御答弁を要求して、さらに先に進みたいと思ひます。

○荒本政府委員 私承知しております限りの概算のことをお答え申し上げます。二百七十億圓に上るといふところの地方起債はたして引受けられるかといふことが第一点のお尋ねであつたと思ひますが、結論から先に申し上げますれば、なか／＼容易でないと思ひます。ただ実際の取扱いは御承知のように、従前いわば國債の引受所みたいなところでありましたのを、極力地方債の消化にできる限りの努力をするという方針のもとに、預金部の資金を運用していきたい、かように考へておる次第であります。従前といへども地方財政委員会事務局の方と折衝いたしまして、地方起債の額を定めまして、運用いたしておつたと存する

のでありますが、そのわくをさらにでき得る限り抑へまして、地方起債の消化にあらゆる努力をしていきたい、ちよつと具体的な数字は私としては申し上げかねますが、後ほど御説明申し上げますが、大蔵省預金部だけで賄ひ得ませんことは、これは現在の状況ではやむを得ませんので、一般市銀行におきまして、預金増加に基きます資金の三五割見当でございますが、その見当のものを國家及び公共團體の資金として優先的に引受けてもらふように大體の御了解を得ておりますので、その範圍内において、足らざるところは極力地方債の消化に努めてもらふ、こういう方針でおる次第でございます。

な地方の財源を起債に求めることが、せつかくの地方自治法の趣旨を没却しやしないかという意味のお尋ねがあつたかと存するのでありますが、その点は必ずしも、御懸念のようなことはなからうと思ひます。制度そのものが地方分権的に確立されております限り、従前のような中央集権的なもの／＼とあつたところという附帯條件といふものが、以前ほど、いわば無用の範圍にまでつけられることもなからうと存するのであります。その辺は制度の改正に伴います趣旨を体して、運用するか否かにかかると考へておりますが、實際問題として今後そういうことはなからうかと考へておる次第でございます。なお足りませんところ及び具体的な点については他の政府委員からお答えいたします。

政府が補償する意思があるのかどうかといふことであります。

○河野（一政府委員） 地方銀行から借ります場合にある程度利子が高くならないといふことでありますが、現在預金部では大體七分程度で貸しておるわけでありまして、地方銀行におきましては、これはいろ／＼例はあるのでありますが、短期のもの、あるいは長期のものとも少し安いと思ひますが、短期のものにおきましては、大體その程度の利子をとられておるようでありまして、しかしこれは全般的に見ますれば、その金額としては、差額といふものは割合に少い金額でありまして、これがために地方財政を非常に圧迫するといふようなことはないのである。

○門司委員 今の御答弁でははつきりしないのでありますが、私が申し上げましたもう一つの重要な点は、地方銀行から貸出す場合の利息の差額を一律／＼取引関係で割合に金利については相当勉強していただいております。また大蔵省の方針といたしまして、地方債についてはできるだけ低利にやるようにという指導をいたしておりますので、ただいま言つたような問題について特に國庫において差額を補償するといふようなことは考へておらないのでございます。

○門司委員 非常に遺憾に考へておりますが、ただいまのお話でただわれ／＼がほんとうに概算だけしまして、かりにあなたの言葉をそのまま信じようとしても、私は信ずるわけにはいかぬと思ひます。昨年度の成績から預金部がまだ二十億の貸出をしていないという事実を見ますと、百八十億がただちに借りられるといふことは信ずることができません。かりにそれだけを信ずるといたしましても、なお二十四十億の残りの六十億なり八十億に對しましては、かりに三分の増額をいたしましたとしても、二億近い利子負担はなればならないといふことになるのであります。ところがその反面に政府が、赤字の二百七十億の中の四十億を地方諸経費の節約に求められているといふことであります。これは非常に大きな矛盾があると私は思ふ。地方がどんなに節約をしようと思ひましても、こういうふうには強いられてやむを得ず費用が膨脹するものがある。殊に地方においてはきつめて事務が煩雜になりつつある、非常に大きな権限を移譲されておりますので、事務を煩雜にしておる、経費は余計かかるようになっておる、その場合四十億の経費を節約せよといふことを強いておるので、反面に政府の責任において行へば利息に對しても、なおかつその補償をする

ことを考へていないといふようなことになりまするならば、一地方財政はどうなるかといふことであります。私はこの点はもう少し明確にしてあげてもらいたいと思ふ。私は單に感情で申し上げるのではございませんが、こういうことで一地方財政がほんとうにやつていけるかどうかといふこと、國が單に赤字を出さない、健全財政でやつていけるという確信並びにそういう方針であることは結構だと思ひますが、反面地方においてまつたく地方財政が破綻するような財政政策を立てられるといふことは、はたしてこれが健全な財政と云えるかどうかといふことであります。この点をもう少し明確にしていただきたいと思います。

それからさらにこの場合に附け加えて申し上げておきますが、これは當然のことでお答えを願うほどのことでもないと思ひますが、いふところの予算において、所得税その他の増額がありましたが、当然その三分の一は地方に配付税と言ひますか、分與税と言ひますか、そういう形で交付されるものと存じますが、その点は間違いないでございまいしょうか。その点をひとつお聴きしておきたいと思ひますことと、それからもう一つの問題は、大蔵當局がこの地方財政の地方税法をきめられるにあたりまして、または國の税法をきめられるにあたりまして、それからさらに國の予算をおきめになるときに、地方財政委員会案に對する大蔵當局の予算編成に對する見解をこの際明確にしていただきたいと思ひます。これは先ほどの松浦委員の意見とほとんど重複するようではありますが、この際なお

ことを考へていないといふようなことになりまするならば、一地方財政はどうなるかといふことであります。私はこの点はもう少し明確にしてあげてもらいたいと思ふ。私は單に感情で申し上げるのではございませんが、こういうことで一地方財政がほんとうにやつていけるかどうかといふこと、國が單に赤字を出さない、健全財政でやつていけるという確信並びにそういう方針であることは結構だと思ひますが、反面地方においてまつたく地方財政が破綻するような財政政策を立てられるといふことは、はたしてこれが健全な財政と云えるかどうかといふことであります。この点をもう少し明確にしていただきたいと思います。

聴きとおきたいと思うのであります。この二つの点をお尋ねいたします。

○荒本政府委員 第一点の四十億もの行政整理の財源——財源と申しますか、期待しておられることは、たゞささ苦しい地方財源に、より以上の負担をかけるのではないかと、趣旨の御懸念のあるお尋ねであります。地方公共団体におきまして、警察その他新たに追加されましたそれらの仕事につきましては、財源は別途に一應考えて、行政整理に期待しますことは、御承知の通り中央にしても地方にしても、とにかく昔からやつておる仕事につきましては、過去を顧みることとはあまりございませんで、新しいことが次々にその上に重なつてきて、経費がかさんでおるといふ傾向は、私は否定できないと思つてあります。さういふ点を考え合わせまして、昔からいわゆる贅肉を切るという趣旨において、中央でも一割五分の人員費を節約するという方針で臨みまして、地方公共団体におきまして、具体的に何割何分ということは言いませんまでも、せめて四十億程度全國を通じて行政整理あるいは仕事の合理化等に基づいて工面していきたい、こゝういふふうに考えますことは、それ自体としては、仰せのような重圧をことさらに與えるのではないのじやないか、さういふような考えで二百四十億というものをここにあげたものと存じます。

第二点のお尋ねにつきましては、具体的にどういふふうにお答えしたらいかがかわからないのでありますが、要するに地方自治法が確立せられまして、地方のことは地方みずから行つていくのだという趣旨のもとに、地方財政

も中央財政と同様に健全化すべきである。中央と地方の財政を健全化して初めて國民全体の財政というものが健全になるのであつて、このことが今後の日本の起上りに役立つと同時に、外資導入等に關連いたしまして、日本財政の健全化を要請せられておられます。その要請にこたへ得るものである、かような考えのもとに地方財政につきましても大蔵當局としては対処してきたつもりでございます。

○門司委員 少し具体的に聴いておきたいのでありますが、國の事務と市町村の事務との分担關係でありますけれども、こゝういふふうには解釈してよろしくございませうか。この中にはいろいろ書いてありますが、実例をあげて言いますと、政府が今行つておる一割増産の問題、これに対する経費の市町村の割當が一町村二千何ほしか行つていないと思ひますが、これだけ割當てられましても、實際に一割増産運動はほとんどできないといふことである。そのために市町村はかなりの費用を使わなければならないと思ひますが、こゝういふ点に対しては分担關係はどうなりますか。ただ政府は言いつばなしで、少しばかりの金を出してそれでやれと言つても、その金は使つてしまへばそれで仕事は打切つていいのか、悪いか、非常にこれはむずかしい問題であります。それからもう一つは厚生省關係であります。防疫關係とか、性病の病院が何か建てるという通牒が來ておると思ひますが、さういふものに対しては金額を國庫から負担されるのなりたいと思ひますが、これも補助金程度であつて大した仕事はしてない。しかもそれは國の命する仕事であ

るといふような場合に、市町村は與えられた経費だけで、あとはやらなくていいといふふうには解釈していいのかどうか。

○秋田政府委員 ただいまの増産關係の分でございますが、具体的にどういふ金額が存じませんが、この財政法の關係におきましては、さういふ事業は大体十六條によりまして、國の施策を行うための特別の必要と認めるとき、つまり國が食糧増産といふことをやらなければならないという特別の施策に基づいて、その場合に補助金として交付する。さうしましてその補助金は後の十八條にございまして、その額は地方公共団体が当該國の支出金にかかると事務を行うために、必要でかつ十分な金額を基礎としてこれを算定するといふふうには書いてあります。従ひましてさういふ経費は十分の額を全國國で出すといふ趣旨になるべきものと存じておりますが、具体的にどれだけの金が行つておるか存じません。それから性病予防の病院につきましては、第十條の九号にございまして、これは國と地方とが同方の利害、つまり國民の全般の健康の問題としまして、また地方の住民だけの衛生の問題としまして、両方の面から關係します。負担区分を設けて両方で負担するといふことになつております。この点につきましてはおそらくこれが唯一であつたと思ひますが、今度國の負担率を引上げて二分の一にしてあります。

○門司委員 なおついでで実情で聴きたいと思ひますが、なるほどこれは六・三制の問題、あるいはこゝう病院の建設問題等も國は半分と言つておりますが、それは予定された計画の半分であるか、實際の半分であるかといふことでもあります。地方が非常に悩んでおりますのはその点であつて、かりに國が予算を組んで半分といふことをやつておられます、實際は現在の社会状態ではそれではあがらぬ。従つて實際面から見ると半分負担すると言つても三分の一くらいしか負担してない。あとの三分の二はやはり地方が現実の問題として負担をしなければならぬといふような事情があるものであります。これは單なる補助金、分担金という形ではなく清算の上の半分にすることができるといふか、その点をもう一つ伺つておきたい。

○河野(一)政府委員 國の事務、地方の事務と申しまして非常にわけににくいのであります。この問題を考える上においては、もちろんこれにどういふ財源がくつていけるかといふことと併せて考えなければ、單に性質上食糧増産であるとか、あるいは六・三制であるとか、これは國である、これは地方であるといふのは、なかなか境目のところにいけませんとむずかしくなるわけでありまして。今おつしやいましたような点について問題になるわけでありまして、國といたしましては予算に盛つてある規格單價、その他補助率といつたようなもので地方がやつていただくことを期待しておるわけでありまして、國と言ひましても、地方と言ひましても、これは財政のわけ方だけの問題で、國が考へておられる通りの企圖に従つて地方がやつていただくといふ考え方であります。従つて今度のあれでは單價がいくらになつておるか、七千五百円でありましたか、さう

いつたような平均單價でやつていただく。いくらかかつても半分見るといふことは、予算の統制と言ふか、全國的なこゝういふ施設の統制といつた点から言つて、あまり好ましくない。従つて決算的な補助はこの点については考へておられます。ただ決算的な補助として考へておられるのは、たとえば学校の先生の俸給といつたようなものは當然のものであります。それから衛生の、たとえば傳染病予防といふような、國の意圖によつて左右することができないといつたようなものは、さういふような考え方になるものであります。一般の施設費といふようなものにつきましては、さういふ考えをとなないのがよいのではないかと考へております。

○門司委員 一應理論的にはさういふことが言ひ得ると思ひます。さらにもしこれをそのまゝの姿で決算において分担するといふことは非常に大きな弊害が伴う。要するに費用の濫費が伴うといふことが一應考へられるのであります。おそろひ理論的には先ほどの御答弁が當然なされることだと思つておりますが、實際面はそれと反對であります。なかつてさうはまいらぬのであります。従つてこの地方財政に關する大蔵當局の考へがさういふことだけの面では一切が処理されておるといたしますならば、この二百七十億の赤字あるいは二百四十億の赤字は、これより以上の赤字が私は必然的に出てくると思ひます。それらのものを私も考へますときに、何かほかにもう少し確固とした赤字を少くするといふようなお考へが、當然大蔵當局になければならぬと思ひます。またわれ

われもそうすべきだと思ひますが、その点に對する當局のお考えはどうでありますか。

○河野(一)政府委員 地方財政の予算を決定いたします際におきましては、國の予算と同時に決定したわけでありまして、國の同時進行いたしまして、このように施設を國の方でやるというならば地方がいくら要るであろうというところ、物價の問題につきましても、國の方でこの程度國の施設について物價の影響があるとすれば、地方においてはどうなるであろうということ、実は両方お互いに連絡をとり合ひまして同時に決定したということになつておるのであります。中央財政だけを考へてその尻を地方財政に押しつけるというようなことは絶対に考へておらなかつたのであります。起債の問題に突はなるわけでありまして、この点につきましても、今申し上げました点におきまして、後において多少変更があつた点があるのであります。当初中央財政を決定いたしました際におきましては、六・三割の金額につきましても、これは御承知でもありまして、これが、大体二十億程度というふうな考へて公共事業費を組み、そうして起債のわくを考へておつたわけでありまして、その後においていろいろな情勢から六・三割の關係の經費を四十億程度に、公共事業費のうちの振り合ひによりまして増額せられました關係上、これに對する地方の財源といたしまして國の予算として出すという余地もなくなりまして、これを起債にまわした、こういう点が多少ふくれたというふうな關係になつておるかと思ひます。ただしこの起債の價還の財源につ

きましては、地方にその分の財源を與えるということ、この地方財政のわくが財源的にはきまつておるわけでありまして、そういう点を考へずに、勝手に起債を殖やしたというふうには私ども考へておらない次第であります。

○門司委員 そうなつてくるとますます難かなければならぬが、先ほどの裏づけの起債の財源であります。それは一体どういふものを公共團體におきまして考へておるかということでありまして、たとえば今現実に行われおきまして教育に關する關係の貯金をさせる。そうしてその貯金しただけは地方債によつて貸出して、いこうというふうな、もしお考へであるとするならば、それはきつめて不完全なもの考へ方で、それではならぬと思ひます。引當て起債財源としてどういふものをお考へになつておるか、それを明確にしておいていただきたい。

○河野(一)政府委員 地方債として起債を予定しておりますものは、地方的な臨時のな支出であります。たとえば公益事業のいろいろな建設費でありますとか、公共事業關係の、たとえば河川、道路などの負担金でありますとか、あるいは補助金を交付しまして、残りの半額につきましては地方が起債をして事業をするわけでありまして、そういう公共事業に伴う工事費の財源として考へておるわけでありまして、この起債の資金の問題であります。預金部資金は全額これを地方に還元するつもりであります。そのほか先ほどおつしやつたような六・三割關係の特別の貯金を起すとか、あるいは宝くじを起すとか、そういったことによつてこれを賄つていく。そのほか

地方銀行において集まりました資金の一定のパーセンテージを必ず地方に還元するといふようなことで、この二百四十億程度のものについては是非でも地方に資金がまいるように政府としては責任をもつて努力を盡すといふ關係決定になつておるのではありません。御心配になるような事態は起きないつもりでおるわけでありまして。

○松浦(藥)委員 少くも税の内容についてお伺ひしたいのです。人頭税でありますところの住民税であります。これはいづゆる大衆課税であつて、高額の賦課することはあまり適當ではないと思ふのですが、これを調べてみますと昭和二十二年では約二百円ぐらゐだつたのが、その中途で三百円、それがそのあとで四百円になつて、當時非常に問題を生じたのであります。本年度において千円の原案であります。が、たしか地方財政委員會ではこれは八百円ぐらゐで止めたといふ意向であつたと思ひます。これを千円にするといふことになりまして、國民負担が非常に高額になりまして、施行するに實際困難にあつた問題を引き起すのではないかとと思ひますが、その点につきまして當局の御意見を伺ひます。

それから、いわゆる特別事業税ですが、その内容といたしまして、弁護士、公証人、司法書士等に課するほか、医師、歯科医師、助産婦等にも課するようになつております。負担の公平の上から言ひまして、医師、歯科医師、助産婦等に課するものもあるいは理論的には當然であるかもしれませんが、保健衛生に關することは國民の生活に非常に重要な影響を及ぼすのであります。医師、歯科医師、助産婦に

課税することは、その結果は結局われわれの平素の健康、保健に對する費用にかかつてゐるのであります。そういたしますとわれわれの健康、保健に關する日常の負担といふものは非常に重くなるのであります。その点は實際において考へてみなければならぬ点だらうと思ふ。従つて医師、歯科医師、助産婦に對しましては、本案によりまして多少他の特別業務税よりは税率が低くなつておりますけれども、これは全免した方がよいのではないかとと思ひますが、その点に關する當局の御意見を伺ひます。

○萩田政府委員 住民税の賦課額の問題でございますが、お説のように大衆課税でございますので、なるべく低いのに越したことはないわけでございます。それで委員會の原案といたしましては、八百円ぐらゐ、前年度の二倍にするといふことになつたのであります。さらに財源が足りませんでしたので、二倍半の千円になつたわけでございます。この千円が高いか安いのかの問題でございますが、もちろん初めに申しました通りこれは大衆課税でありますから、低いに越したことはありませんが、それならば千円が今安いか高過ぎるかといふ問題であります。これは見方によりまして、かりに三千七百円ペー

スが採用になりますと、年收にして平均四万円を超すわけでありまして、普通の官吏の平均がそれでありまして、大体一般の平均も四万円ぐらゐの收入があるといふことになりまして、四万円の人千円の税を納めるといふこととて、必ずしも負担できないことはいふといふふうな考へられるわけであり

それから医師に對する特別課税の問題であります。これは御承知のように最初に營業税の範圍を拡張しまして事業税として原始營業を入れますつり合ひ上、自由職業も入れたわけでありまして、ただ自由職業はいわゆる事業といふ觀念に當らぬじやないかという意見がありましたので、これを特別にば

ずしたわけでありまして、それから医師に課税した場合に、すぐ患者に轉嫁されて医療費の増徴を招くのではないかといふ御説もつとたと思ひますが、御承知のようにこれは一種の収益税であると考えますので、初めから轉嫁を予想せしめようといふことは、一應理論的には言えるのであります。けれども、結局轉嫁の問題といたしまして、経済的の弱者の方に、強者に対して課税されれば、轉嫁されるのが原則でございます。ですから、患者と患者を比較した場合に、どうしても患者の方が弱い立場にありまして、そのおそれがあることをわれわれも考へておるのであります。ただいま申しましたように、事業税としていづゆるサラリーマンと申しますか、俸給生活者以外の者にはすべて地方税を事業税なり特別業務税の形において納めてもらふといふふうないたしました關係上、この中に

入れたわけでありまして、○中島(守)委員 大蔵大臣にお尋ねしたいのですが、その前にこの法案の責任者の方にお尋ね申し上げたいと思ひます。地方財政委員會で強く要望しておりました酒、タバコの府縣の消費税であります。これは當局でもういふん骨を折つたことと思ふのであります。が、どういふ理由によつてこれが政府

案としては取除かれたのであるが、これに對して差支えない程度において伺いたいと思ひます。概説によりますと、大蔵省が反對してこれは通らなかつたといふやうな事もあります。もしそういうことでありましたならば、その理由を伺つておきたいと思ひます。この点に對しては大蔵大臣にお尋ね申し上げたいと思ひますが、あらかじめいただきますの経過について差支えなかつたら御説明をお願いしたいと思います。

○西郷政府委員 ただいまの中島委員の御質問には、先ほど國務大臣からお答えしたのでありますが、ただいまの酒、タバコの消費税の問題につきましては、地方税といひましては非常に彈力性のある税目でありますので、われ／＼としてもそれを非常に期待しておつたのでありますが、今回大蔵當局との折衝においても、タバコが事實品である關係とか、いろ／＼の点においてどうしても妥協をみませんで、今回酒、タバコの消費税の実現は見なかつたのであります。われ／＼としても非常に遺憾でありますけれども、さうなわけで、今回は実現を見なかつたのであります。われ／＼としても、地方財源の非常に枯渇しておりますやうな今日、その他の方面において、これに代るべき税目等も探したのであります。御承知の通り酒、タバコに代るやうな大きな財源を得ることがなかなかできませんで、今回のやうな結果になつた次第であります。

○中島(守)委員 多少意見にわたるかもしれませんが、私もからみますと、酒、タバコのようなものには相當強い負担を與えた方がよいと思ひるのであります。それからこれが事實だから課税できないという理屈はないと思ひます。府縣に對してこれを負擔いたしますれば、消費税は十分かけ得るのだと思ひるのであります。一方の方を見ますと、増徴税のようなものは、ただいまでは割當制でありまして、電氣の割當がずいぶんひどいのであります。これは私もから言へば、大蔵課税の中でも悪い性格をもつておるものじやないかと思ひます。かようなものに課税するよりは、消費税のために多少の値上げがあつても、むしろ酒のどときものに課税することの方が適當ではないかと思ひます。また國民も負担をしやうのじやないかと思ひます。氣分があるのであります。こういう點に對して、これは意見にわたるのであります。政府の方ではどう考へておるのか、いづれ大蔵大臣が御出席になりますれば、それらの點について御意見を陳述したいと思ひます。しかしあらかじめ御意見を陳述したいと思ひます。

○西郷政府委員 ただいま中島委員より重ねての御質問であります。酒、タバコの消費税の問題については、御説の通り、電氣税といふものは大衆的な課税になりますので、われ／＼としても、酒、タバコの消費税 いう方に重きをおいたのであります。先ほどまことに不完全な御答弁でありました。が大蔵當局とも折衝いたしました。も、どうしても妥協をみませんで、今回酒、タバコの方の消費税は実現しなかつた。電氣税なかにいしても、われわれとしてもああいふやうな大衆的な性格をもつております税目については、できるだけ大衆の負担を軽減して

たいといふやうな考へは十分もつておるのではありませんが、地方財源の増大に伴うて税目の発見がなか／＼困難でありますので、今回のやうな結果になつた次第でありまして、今後といへども、われ／＼としても新たな税目の発見に努力する考へであります。

○松浦(義)委員 大蔵當局が考へてしまつたので、質問が少し不完全にならざるを得ないのであります。地方財政委員会當局に質問いたします。先ほど大蔵當局が起債を認める場合に、できる限り地方の方から集まつた金額は、地方に還元するといふ含みをもつてやるといふやうなお話でありました。そのことはおそろしく郵便貯金を助行して、郵便貯金をしたその總額について、その見返りに起債の方を認めてやろうといふやうなことが最近行われておりますが、さういつたことを意味しておるのだらうと思ひます。けれども、地方としては郵便貯金の奨励といふことは非常に迷惑がつておるのであります。そんなことをしてもさうやうな起債ならば、それはあたりまえである。從來とても起債については、いやであるとか、いや許可の標準がどうであるとか、手続の方法がどうであるかといふやうな、非常にめんどくさいことを言われて、なか／＼嫌になつた。昨年の例を見まして、お話をあつたように、實際は大蔵省の預金部にわかつて、その預金部のわく通りにはくれない。六十億のわくがあれ、實際は二十億くらいしか貸しておらないといふのが地方の聲であります。今日地方においてはいろいろな仕事が多いのであります。それ

ず、ただ貯金を奨励すれば、その見返りに預金部の金を出してやろうといふやうな方法は、はなはだ苛酷なき方であると思ひます。さういふやうな條件なしに、この起債の認可等にあたりまして、認めてやつていただけないか、こゝろいふに思ひますが、どういふ考へでありますか。

○荻田政府委員 昨年も六・三制の建築につきまして、やはり郵便貯金の集まることを見返りにしまして、その町村に金を預金部から貸すという方法をとつたのですが、さらに今年六・三制の建築及び新しい警察制度の調升費のためにいたします起債につきまして、町村におきまして、郵便貯金の集まります限度において預金部から金を融通するといふ方法をとつたのであります。もちろんわれ／＼といひまして、この地方財政だけの立場から言ひますれば、さういふ負担附きの金の貸し方は氣に食はぬのでありますけれども、一方預金部の立場になつてみますと、金を貸すと言ひましても、資金の集まらない場合には金は貸せません。それで強かに貯蓄運動をやつてゐるわけでありまして、さらにそれを強力ならしめるために、金を貸す方と預金を奨励する方と結び付けて、こゝろの結果になつたのであります。この点地方財政側の立場だけからみますと、遺憾でありますけれども、やはり全体の資金計画といふことからこれもやむを得ないのじやないかと思つて、協力してゐるやうなわけであります。しかし、それは一面の預金を集める手段でありまして、國が最終的に起債の消化をする責任をもつてゐる以上、極端の場合には、預金が集まらなくても、それ

けのものを貸付ければ、あるいは融資斡旋をすれば、責任は依然として残るものだと思ひます。

○荻原委員 まだ私も法案全部見ていないので、詳しいことはわかりませんが、あとで質問したいと思ひますが、この地方財政並びに地方税法の両案の起草にあたりまして、私は必ず問題になつたことだと思ひますが、地方配付税法といふものが出てゐるのであります。この地方財政の確立の問題にあたりまして、この地方財政委員会が考へてまいりましたことは、この地方財政に独立税を與えようと思ひますが、これはいろ／＼な考へ方があると思ひます。そこで現在の段階におきましては、地方に強力なところの財源を與えることができないから、やむを得ず一面この中央と地方財政を連連をもたせまして、この配付税の制度をとることになつたものであるか、あるいはまた今の段階におきましては、この地方公共團體の財政力とか負担力に比べてどういふものがあるか、それからその均衡を保たせるために、こゝろにこの地方配付税制度といふものを設けなければならぬといふやうな考へ方から、この二本建のいわゆる面一制度をとつたものであるかといふことを伺ひたいと思ひます。

○中島(守)委員 もう一遍繰返しますが、地方財政の本来的性格から申しますならば、独立の財源を與へまして、まづたく中央と切り離しまして、地方自治團體をして独自の発展の方向をとらせることが理想的であるといふやうに考へるのか、あるいはまたさうでなしに、ある程度地方自治團體の間に財政力並びに税負担に相違があります

付のものを貸付ければ、あるいは融資斡旋をすれば、責任は依然として残るものだと思ひます。

○荻原委員 まだ私も法案全部見ていないので、詳しいことはわかりませんが、あとで質問したいと思ひますが、この地方財政並びに地方税法の両案の起草にあたりまして、私は必ず問題になつたことだと思ひますが、地方配付税法といふものが出てゐるのであります。この地方財政の確立の問題にあたりまして、この地方財政委員会が考へてまいりましたことは、この地方財政に独立税を與えようと思ひますが、これはいろ／＼な考へ方があると思ひます。そこで現在の段階におきましては、地方に強力なところの財源を與えることができないから、やむを得ず一面この中央と地方財政を連連をもたせまして、この配付税の制度をとることになつたものであるか、あるいはまた今の段階におきましては、この地方公共團體の財政力とか負担力に比べてどういふものがあるか、それからその均衡を保たせるために、こゝろにこの地方配付税制度といふものを設けなければならぬといふやうな考へ方から、この二本建のいわゆる面一制度をとつたものであるかといふことを伺ひたいと思ひます。

○中島(守)委員 もう一遍繰返しますが、地方財政の本来的性格から申しますならば、独立の財源を與へまして、まづたく中央と切り離しまして、地方自治團體をして独自の発展の方向をとらせることが理想的であるといふやうに考へるのか、あるいはまたさうでなしに、ある程度地方自治團體の間に財政力並びに税負担に相違があります

達成するために必要かつ最小限度の支出をする、常に濫費を戒める、それから収入につきましては、適実かつ厳正にこれを確保する。徴収する場合、他の不当な勢力に圧倒されて、徴収すべき税を徴収しないというようなことがないようにしなければならない。

それから第五條におきまして地方債を出し得る場合を規定したのでありますが、健全財政としまして、地方債を發行するということは、なるべく避けることは申すまでもありませんが、たとへども、地方團體として地方債を發行しなければやつていけないといふ

場合がありますので、それを規定したのであります。ここに一号から五号までございますが、これは後に申し上げますが、現在の地方自治法に地方債を発行し得る場合を規定しておりますが、さらにそれをもう少しこまかく制限いたしまして、地方自治法の規定は削除しております。その第一号におきましては、これはいわゆる公營

事業の資本投下に相当するようない起債、これは起債によらざるを得ない。それからこれに類似するような出資金とか貸付金の財源にするような場合、それから第三号で地方債の借替えのために要する経費、つまり地方債を借り

替える場合、條件をかえなければなりませんので、十年の起償を五年間で区切つて出すというような場合、五年目にこれを償り替える。それから次の四号が災害復旧あるいは災害救助事業、このような災害の場合にはどうも起償

によるよりやむを得ないだろう。それ
から第五号、これが一般的な事業に対
します分でありまして、これについ
て二つの制約を置いております。一つ

九

わけであります。

第八條は財産の管理及び処分、これは國にもありますような規定であります。

第九條以下におきまして先ほども問題になつておりました國と地方との經費の負担の区分を置いたのであります。第九條に掲げてありますのは、たとえば地方公共團體の議會及び議会の議員の選挙に要する經費の規定であります。地方公共團體みずからの仕事であるから、このような經費は地方公共團體が全額これを負担する。それから第十條は、國の利害にも關係すれば、地方公共團體の利害にも關係する、相互の利害に關係する事業、これは國と地方公共團體とで折半して負担区分をきめて負担する。たとえば義務教育に従事する職員に要する經費、このような經費は両方で負担する。それから第十一條は、これは主として國の利害のみに關係がある、地方公共團體はただその仕事を仰せつかつておるにすぎない、こういう事業であります。たとえば國會議員の選挙及び國民投票に關する經費、このようなものは國の利害に關する經費、これは國でもつ。第十二條におきましては、これはあたりまえのことのようでありまして、地方公共團體が處理する権限のないものです。これにつきましては地方公共團體は經費を負担する義務がない。たとえば國の機關の設置、維持及び運営に關する經費、こういうことをわざと書きましたのは、ある國の出先機關をつくるような場合、地方公共團體に対して強制的に強い寄附金を求めてくる、こういうようなことを防ぐためであります。

第六條におきまして公營企業、いわゆる電氣とか電車とかバスとかガスとか水道、こういうような公營企業につきましては、これは獨立採算制を設けるという趣旨であります。

第七條におきまして剰余金の処置であります。第一項につきましては、ある會計年度において出ました剰余金は、これは地方債を減らすために減債基金に充てる。これは國の財政法と同様であります。第二項におきまして、公營企業におきましては、この剰余金を一般會計に繰入れても差支えない。つまりある程度公營事業につきましては收益主義を加味するということになる

処置、これは新しく法律により、あるいは法令によりまして事務を公共團體に仰せつける、そのために財源が要る。こういうような場合にはやはりそのために必要とする財源についての措置を講じなければいけないのです。これは從來地方自治法にあつたのでございしますが、さらにここにも移したのであります。それとともに二項、三項をつけて、これの効果を期するように考へておるのであります。從來は第一項のような規定を書きつ放しでありましたので、こういうことが國において破られまして、切捨御免と言いますか、そのままになつておつたのであります。そこで地方公共團體はそれに対して不服ある場合には國會に意見書を提出することができ、そうして國會においてこれの結束をつけていただく。つまり國と地方との争ひでありまして、結局裁定するものは政府では裁定できないから國會でやつていただくよりしかたがないということでありまして、

十四條、十五條は國庫負担職員制度の設置であります。これは從來補助職員といふものが地方にありまして、二分の一とか三分の一とかいう補助を受けるがそれにつきましては、第一に補助をやることによりましてその職員の進退行動につきまして國が制約を加える、これは補助金をやるということとで自治干渉の機を興えるのでもしるくありません。また第二に財政の見地から見ましても、非常に多い、數百にわたる項目にわかれておりますので、たとえば現在のような職員の給与のベースが引上げられます場合、初めに二分

の二なら二分の一で予算を組んでおいても、直ぐ論議が上りますと、それで不足となる。そうすると一々その項目を予算修正しなければならぬ。その結果結局忘れられてしまつて、二分の一が三分の一にも四分の一にもなるという例が多々ありますので、そういうことのないように、ここに十五條に書いてありますように、こういう職員は定員制を總理大臣が各大臣の要求によつて一本にまとめつくる。そうしてその予算も總理大臣の所管に属する予算に計上しておいて、一本に計上する。従ひまして現金の交付等もスムーズにいくと思ひますので、地方がいたずらに補助金がないで立替えて拂うということがなくなるわけでありまして、

次は補助金の交付であります。十條なり十一條につきまして國が出すのは、明瞭に負担金という名前に一應したいと思ひます。それに對しまして補助金は國が負担するといふ義務があるといふのではなく、ここに書いてありますように、その施策を行うため特別の必要があると認むるときまたは地方公共團體の財政上特別の必要があるとき、こういうものは補助金という名前にして交付したい、負担金とは區別して考えたい。

次の負担金の支出、これは負担金についてその支出方法をどうするかという問題であります。これは地方公共團體が事務を行つて、その經費を一應支出しておるものについては、國の負担分といふものは地方公共團體に対して負担金として支出する、逆に國がそういう事務を執行しておる、いわゆる國直轄事業といふような場合は、地方公共團體側から負担金を出す。

次は國の支出金の算定の基礎でありまして、先ほどもお話がありましたように、國が二分の一なら二分の一と言ひましても、その根拠たる單價なり規模なりが十分なものではありませんと、二分の一が三分の一にも四分の一にもなる。こういうことを防ぐ規定であります。

次は國の支出金の支出方法、時期の問題であります。これは現在でも非常に支出金の交付が遅れて、地方がそのために歳出金に困るということがありますので、支出時期が遅れないように國の支出金は支出しなければいけない。第二十條におきまして委託工事、國が地方に工事を委託するような場合はやはりこの負担金の規定を適用する。

次の地方公共團體の負担を伴う法令案、これにつきましては、從來もやはり地方財政を扱つておるところと相談をしてやらなければいけないといふことが政府内部の訓令で出ておりますが、たび／＼注意しておるのであります。が、いまだに実行されてない。従つて地方財政を所管しておるところが知らないうちに、地方に負担をかけるような法律なり政令なりが出る。その結果地方財政が紊亂するといふことがございします。今後は法律をもつて明確に、法律なり政令を、閣議を求め前に、内閣總理大臣を通じて地方財政委員会の意見を聴かなければいけないという規定をはつきり置いたのであります。

二十二條は經費の見積り、つまり予算の編成につきまして、それと同様なことを行つた。二十三條は國の營造物に關しまして

使用料をとる、つまり地方自治体自体の
營造物でなく、國の營造物を地方自治
に管理してある場合には、それに対
する使用料を地方公共団体がとる、そ
の収入は地方公共団体の収入とする。
次は國が公共団体の財産を使用した場
合には、適当な対価を拂わなければな
らぬ。

第二十五條以下は國からもらいます
負担金の使い方についての制限であり
まして、國が負担金なり補助金を出す
場合には、地方公共団体はその目的に
従つて使わなければいけない、ほかの
目的に使つたり、基準以上のことをし
たような場合には補助金を返させると
か、減額するということとした。なお
半面地方公共団体が負担金を出して國
に仕事をやつてもらふという場合に、
國がその通り使わなければやはり地方
公共団体からその返還を請求する。次
は同じようなことなのでありますが、
配付税の減額であります。地方公共団
体が法令の規定に違反して著しく多額
の経費を支出したり、あるいは確保す
べき収入の徴収を怠つた場合、ある税
をとらねばならぬ場合に、実行力が弱
くてこれをとらない、怠つてしまつた
というような、みずから權利を放棄し
たという場合には、國は当該地方公共
団体に對して交付すべき地方配付税の
額を減額したり、還付を命ずることが
できる、ある程度強い監督規定であり
ます。

二十七條以下は國と地方自治体との今
まで申したような關係を都道府縣
と市町村との關係に準用したのであり
ます。二十七、二十八、二十九、三十
條は大体そういう点であります。
以下附則でございますが、この法律

は七月一日からこれを施行したい、た
だ第十四條、第十五條の規定、つまり
國庫負担地方職員の設置につきまし
ては明年度から実行したい。

次の当せん金附託票の發賣、これは
從來金融緊急措置令によりまして、地
方自治体——と申しまして、都道府縣
がいわゆる宝くじを發行できたのであ
りますが、この規定をこちらにも入れ
まして、この財政法に基いて當せん金
附託票の發賣ができるようにしたいと
思います。ただその内容につきまして
は、ただいま國會に提出されておると
思います。當せん金附託票法の定めると
ころに従わなければならぬ。

次の三十三條は地方債を起し得る場
合の例外であります。それについて原
則は第五條に書いてありますが、当分
の間ここに掲げてあるような義務教育
年限延長に伴う施設、いわゆる六・三
制の学校の建築、自治体警察の創設に
伴う施設の建設費、消防の強化に伴う
施設の建設費、これらにつきましては
例外的に地方債をもつてその財源に充
てることができる。

次は第十條の中に例外的に当分の間
はいるという経費、つまり國と地方公
共団体とが両方で負担する、原則的に
はこつた費用は地方自治体自身が全額
負担すべき経費であります。當分の
間ここに掲げてありますような義務教
育年限延長に伴う施設の建設費、つま
り六・三制の学校の建築に對します國の
二分の一の負担金、引揚者の機體に要
する経費、こつたものについては當
分の國と地方自治体とが負担する。

第三十五條は、北海道に關します特
例で、これは十條及び十一條の規定に
かかわらず、當分の間北海道振興費の

考えて從來通り。

第三十六條は、地方財政委員會の権
限、地方財政委員會は御承知のように
本年いつぱいの臨時的な機關でありま
すが、その機關のあります間は、この
法律なり、あるいはほかの地方税法、
地方配付税法につきまして、内閣總理
大臣の権限が書いてありますが、それ
に關します内閣總理大臣が権限を行使
することについて、地方財政委員會が
これを補佐する補助機關となる。

それから第三十七條は第十條の例外
規定であります。第十條によりまし
て、明確に、法律をもつて負担金を定
めなければならぬということになつて
おりますが、二十四年三月三十一日ま
ではなお從來の例による。それまでの
間において整理する。

それから三十八條は「地方自治法の
一部を次のように改正する。この地方
自治法と地方財政法との關係が必ずし
も明確でないのではありませんが、大体地
方自治法は地方自治に關します根本
的な規定でありますから、やはり財政
についても根本的な規定はこちらに残
しておく、その運用の問題を地方財
政法で規定する、こつた考えであり
まして、従いまして最後にございま
すように地方自治法の方に、こつた一
條を入れたのであります。普通地方公
共団体の財政の運営、普通地方公共
団体の財政と國の財政との關係等に關
する基本原則については、この法律で定
めるものを除く外、別に法律でこれを
定める。この根拠に基きまして地方財
政法をつくつたということになつてお
ります。なおその前に、この財政法と
多少抵觸します点を最小限度直したわ
りでありまして、三條ばかりあります

が、一番大きな点はこのまんの地方
債の發行の要件を、ここに書いてあり
ますように、從來は「その負担を償還
するため、普通地方公共団体の永久の
利益となるべき支出をするため、又は
天災等のため必要がある場合に限り」
とありましたのを、先ほど申しまし
ように、第五條のように明確に規定し
たのであります。以上簡單であります
が、地方財政法についての概略の御説
明を終ります。

○逓逓委員 それでは明日午後一時
から開會いたしまして質疑を續行いた
します。

本日はこれにて散會いたします。
午後三時五十分散會

昭和二十三年九月八日印刷

昭和二十三年九月九日発行

衆議院事務局

印刷者 印刷局